



返戻金制度に関する事項

■ 紹介手数料の返還

当社の紹介により就職した者が業務開始後、自己都合または本人の責に帰する解雇により退職した場合、下記の基準に基づき、退職した月の翌月末日までに紹介手数料の一部を求人者に返還するものとする。

- (1) 就労開始日から30日以内に退職： 紹介手数料の80%
- (2) 就労開始日から60日以内に退職： 紹介手数料の50%
- (3) 就労開始日から90日以内に退職： 紹介手数料の20%

但し、求人者の当社紹介により就職した者に対する処遇およびその他の労働条件が、採用決定時の労働要件または労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。